

## 第1節

## 海上交通環境の整備

船舶の大型化，高速化，海域利用の多様化，海上交通の複雑化等を踏まえ，船舶の安全かつ円滑な航行，港湾，漁港における安全性を確保するため，航路，港湾，漁港，航路標識等の整備を推進するとともに，海図，水路誌等の安全に関する情報の充実及びITを活用した情報提供体制の整備を図る。

海上交通に影響を及ぼす自然現象に関して，船舶の安全かつ円滑な航行に資するため，現在3日先まで実施している台風進路予報を平成21年の台風シーズンから5日先まで延長するために必要なシステムを整備する等の施策を講じる。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に

関する法律（平16法31）に基づく国際埠頭施設の保安措置が適確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行うとともに，港湾施設の出入管理の高度化や内航旅客ターミナルの保安施設整備を進め，港湾における保安対策を強化する。

- 1 交通安全施設等の整備
- 2 交通規制及び海上交通に関する情報提供の充実
- 3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備
- 4 港湾の保安対策の推進

## 第2節

## 海上交通の安全に関する知識の普及

海上交通の安全を図るためには，海事関係者のみならず，マリンレジャー愛好者，更には広く国民一人ひとりの海難防止に関する意識を高める必要がある。そのため，あらゆる機会を通じて，海難防止思想の普及に努める。

さらに，各種船舶の特性や海難の実態に即したより具体的，より効果的な安全指導を行う。

- 1 海難防止思想の普及
- 2 民間組織の指導育成
- 3 海難の原因究明結果の活用
- 4 外国船舶に対する情報提供等
- 5 台風等特異気象時における安全対策の強化

## 第3節

## 船舶の安全な運航の確保

海事関係者の知識・技能の維持向上や安全な運航に係る体制を確立することにより，船舶の運航面からの安全の確保を図る。

そのため，船員，水先人，旅客船事業者及び内航海運業者の資質の向上，船舶の運航管理等の充実に関し，運航労務監査の強化，重大事故発生時の再発防止対策等を推進するとともに，事業者の経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築の推進やその構築状況を国が評価する「運輸安全マネジメント制度」の充実，船員災害防止に向けた計画的な取組を行う。

さらに，船員を取り巻く環境変化を踏まえ，船舶

の運航に関する学術の教授や航海実習を行う各船員教育機関の教育訓練内容等について，行政の減量・効率化の要請にも的確に対応しつつ，改善を図る。

また，陸・海・空（鉄道，船舶，航空）の事故における原因究明機能の高度化及び再発防止機能の強化を図るため，国土交通省の外局に「運輸安全委員会」を設置することを予定している。

- 1 船員の資質の向上
- 2 船舶の運航管理等の充実
- 3 船員災害防止対策の推進
- 4 水先制度の抜本改革
- 5 海難原因究明体制の充実

## 第4節 船舶の安全性の確保

船舶の安全性を確保するため、国際的な協力体制の下、船舶の構造、設備、危険物の海上輸送及び安全管理システム等に関する基準の整備並びに検査体制の充実を図るとともに、我が国に寄港する外国船舶の構造・設備等に関する監督を推進する。さらに、ユニバーサルデザインの観点も考慮した必要な対策を講ずる。

- 1 船舶の安全基準等の整備
- 2 重大海難の再発防止
- 3 危険物の安全審査体制の整備
- 4 船舶の検査体制の充実
- 5 旅客船事業者等による船舶の安全管理体制構築の普及促進
- 6 外国船舶の監督の推進

## 第5節 小型船舶等の安全対策の充実

海難全体の大半を占める小型船舶等による海難の防止を図るため、マリンレジャー愛好者、漁業関係者が自ら安全意識を高めることに加え、安全に運航できる環境の整備及び救助体制の強化が必要不可欠である。

このため、ポートパーク等の整備、水域の秩序ある利用、ライフジャケットの着用、ヘリコプターを活用した機動救難体制の拡充等を推進する。

さらに、船員災害防止基本計画及び船員災害防止実

施計画に基づき、高年齢船員や漁船等の死傷災害防止対策を推進する。

- 1 ポートパーク、フィッシャリーナ等の整備
- 2 漁船等の安全対策の推進
- 3 プレジャーボート等の安全対策の推進
- 4 ライフジャケット着用率の向上
- 5 海難等の情報の早期入手

## 第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通のふくそうする航路等における航法に関する指導取締り及び海難の発生に結びつくおそれのある事犯に関する指導取締りの実施に加え、特に海

上輸送やマリンレジャー活動が活発化する時期等には、指導取締りを強化し、海上交通に関する法秩序の維持を図る。

## 第7節 救助・救急活動の充実

海難等による死者・行方不明者を減少させるためには、海難等の情報の早期入手、精度の高い漂流予測、救助勢力の早期投入、搜索救助・救急救命能力の強化等が肝要である。このため、ヘリコプターの機動性、高速性等を活用した機動救難体制の拡充によるリスボンタイムの短縮、救急救命士による高度な救急救命体制の充実等救助・救急活動の充実を図る。

- 1 海難等の情報の収集処理体制の充実
- 2 海難救助体制の充実・強化
- 3 海難救助技術の向上
- 4 洋上救急体制の充実

### 第8節 被害者支援の推進

国内旅客船の事故により、旅客に損害を与えた場合における損害賠償の能力を事業者確保させるとともに、旅客一人当たりの保険金支払限度額については、自動車損害賠償責任保険の保険金支払限度額等の変動を勘案しながら、必要に応じて改定を行

う。

また、被害者等の心情に配慮した対策の推進を図る。特に、大規模事故が発生した場合に、海上保安庁、警察、医療機関、地方公共団体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援する。

### 第9節 研究開発及び調査研究の充実

海上交通の安全に関する研究開発及び海難原因究明のための総合的な調査研究を推進し、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、海上交通の安全の確保を図る。

- 1 海上交通の安全に関する研究開発の推進
- 2 海難原因究明のための総合的な調査研究の推進
- 3 船舶の総合的安全評価の推進